

令和4年度南東北ひな巡り&食の魅力体験ツアー造成及び催行に係る委託業務 仕様書

1 委託業務の名称

令和4年度南東北ひな巡り&食の魅力体験ツアー造成及び催行に係る委託業務

2 目的

仙南地域及び隣接する山形県置賜地域・福島県県北地域のひな祭りを一体的にPRするパンフレット「ひなの郷せんなん」を活用し、各地域のひな祭りイベントを巡りながら、地域の食や観光資源の魅力を体験する日帰りバスツアーを実施することで、仙南及び隣県の地域の魅力を発見し、各地域資源の認知度向上、広域周遊促進、及び交流人口の拡大を目指すもの。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月20日（月）まで

4 委託業務

委託業務については、企画提案書を基本とし、発注者との打合せの中で、企画書の内容に修正・調整等を加えて実施する。

5 履行場所

宮城県・山形県・福島県

6 業務内容

(1) 実施体制

業務を行う者（以下「受注者」という。）は、ツアーに関する知識とノウハウ等を有する担当者を1名以上選任し、業務を実施するものとする。

(2) 業務計画書の提出

受注者は、契約締結後、速やかに発注者と協議を行い、業務計画書を提出すること。また、業務計画に変更又は中止が生じる場合は、その理由を付して、事前に発注者に協議すること。

なお、業務計画書には、事業経費見積書を添付し、ツアー造成に係る初期費用と、ツアー催行に係る運営費を分けて記載すること。

(3) ツアーの基本事項

イ 日帰り・宿泊の別

ツアーは日帰りとする。

ロ 実施回数

契約期間中に2回実施すること。

ハ ツアーに使用するバスの台数

1台。

ニ ツアー参加者

ツアー参加者は下記の条件を満たす者とする。

(イ) ツアーの趣旨を理解し、アンケート調査へ協力すること

- (ロ) ツアーの様子を撮影した写真等を広報資料等で使用することに同意すること
- (ハ) 各種メディアの取材へ協力すること
- (ニ) 全行程に参加可能で、団体行動がとれること
- (ホ) SNS等で、本ツアーで訪問した施設や体験等の観光資源をPRできること

ホ 参加者数

ツアー1回の参加者数は立ち寄り先の施設の収容可能人数を考慮したうえで、20人程度となることを目安とすること。

へ 参加料金

参加費は概ね5千円以内とし、大人料金と小人料金を分けて設定すること。

ト その他

新型コロナウイルス感染防止対策を十分配慮して実施する。

(4) ツアーの企画及び調整

受託者は以下の要件を満たして委託業務を実施するものとする。

イ ツアーの発着地は宮城県仙台市とすること。

ロ ツアーは(イ)又は(ロ)に掲げる立ち寄り先の要件を満たすものをそれぞれ1回ずつ実施すること。

(イ) ひな祭りイベント2箇所以上

(宮城県仙南地域1箇所以上、山形県置賜地域1箇所以上)

昼食先、地域の特産品等を購入できる場所3～4箇所程度

(うち1か所は福島県県北地域に所在しているものとする。)

(ロ) ひな祭りイベント2箇所以上

(宮城県仙南地域1箇所以上、福島県県北地域1箇所以上)

昼食先、地域の特産品等を購入できる場所3～4箇所程度

(うち1か所は山形県置賜地域に所在しているものとする。)

ハ ツアーの広告及び宣伝を行うこと。

ニ 広告宣伝費、資料費、体験活動、昼食に係る費用、その他ツアー実施に必要な経費は、本業務委託料に含むものとする。

ホ 参加者の受付、申込に係る業務を行う。

へ 効果的な誘客、PR、ツアー内容等について、受託者の独自提案を求めることとする。

(5) バスツアー催行に係る手配

イ 添乗員の手配

本業務を安全かつ円滑に実施するため、ツアーのガイドとして従事した経験のある添乗員を手配すること。また、事前に立ち寄り先又は管理団体等と十分な打合せを行い、添乗員と、ツアーの趣旨、運営体制、安全管理対策等について情報共有すること。

ロ 交通の手配及び運行

ツアー中の移動は専用の運転手付きバスによる。なお、運行に係る業務は、旅行業法、道路運送法その他本業務の実施にあたり必要な許可を受けた者が行うこととする。

ハ 安全確保

(イ) 受注者は、事前に運行コース等を十分に確認し、コースの状況、危険箇所、休憩場所、トイレの場所等を確認すること。

(ロ) 受注者は、ツアー中に発生した事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入、緊急時連絡体制の整備、一般的な救急用具等の準備等、万全な安全対策を講じることとする。

(ハ) ツアー中に発生した事故における対応及び賠償責任については受注者の負担とする。

(6) バスツアー当日の運営

- イ 受注者は、添乗員により、バスの出発前に点呼又はリストによる確認により参加者の人数を確認する等、当日の安全管理等やガイドを適切に行うこと。
- ロ 添乗員は、ツアー中、必要に応じて参加者及び立ち寄り先と調整を行うこと。
- ハ 添乗員は、立ち寄り先到着前に、参加者に対して、立ち寄り先の概要、ルール、安全確保に関する注意事項等を記載した資料の配布、説明等を行うこと。
- ニ 受注者は、成果物として納入するツアーの実施記録をカメラ等で記録すること。

(7) 参加者へのアンケートの実施

ツアー当日に参加者に対してアンケート調査を行うとともに、その回答を集計し、発注者に提出すること。なお、設問については、発注者と協議し作成するものとする。

(8) 業務完了報告書の提出

受注者は、本業務完了後、業務完了報告書を作成し、令和5年3月20日(月)までに電子データにて発注者に提出すること。

7 注意事項

- (1) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大等、受注者の責めに帰さない理由でツアーが中止される場合においては、協議により変更契約を行い、その時までにかかった初期費用を支払うものとする。
- (3) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、企画提案書に基づくほか、受注者と発注者との協議により決定する。
- (4) 原則として、本業務委託における業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該委託作業を完全に履行するために関与するすべての委託先(順次、再委託する場合は最終の委託先まで)を特定し、再委託の内容、情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を発注者へ提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 著作権等について
この業務において制作した各種素材画像等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、当該各種素材画像等を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、本業務において制作した各種素材画像等について、発注者に対し受注者は著作者人格を行使しないものとする。
受注者は、この業務において作成した各種素材画像等について、いかなる部分も第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害していないことを発注者に補償し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (6) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保護に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。
- (7) 当該業務の実施に当たり、報告書のコンパクト化や再生紙(古紙配合率70%以上)の活用など、「宮城県環境基本条例」(平成7年宮城県条例第16号)及び「宮城県環境保全率先実行計画(第6期)」(令和3年3月策定)に基づく環境配慮の趣旨を理解の上、

業務に取り組むこと。

8 その他

- (1) 受注者は、この業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。
- (2) 発注者は、受注者がこの仕様書に定める内容に反した場合には、委託金額の一部又は全部を返還させることができるものとする。